

くらしの情報 ふなばし

No.192

令和7年(2025年)11月15日発行

発行:船橋市消費生活センター

船橋市本町1-3-1

JR船橋駅南口フェイスビル5階

TEL 047-423-2852(代)

おびや くらしを脅かす ～不審な電話～

目 次

- ・不審な電話 1
- ・相談事例 2～3
- ・被害にあわないための対策
..... 3
- ・船橋市消費生活センターの
ご案内 4

警察ですが
タイホ状が..

未納料金が
あります!

2時間後に
電話が止まる?

医療費が戻る?

船橋市消費生活センター
相談専用ダイヤル ☎ 047-423-3006

【相談受付】月～金曜日、第2・4土曜日（祝休日・年末年始を除く）9：00～16：00

事例1 行政機関や電話会社をかたる不審な電話

自動音声で行政機関をかたり「2時間後に電話が止まります。オペレーターと話するには1を押してください」と電話があった。1を押したら、氏名・生年月日など個人情報色々聞かれ、「調べて折り返す」と言って切られた。

行政機関や電話会社などをかたる、自動音声ガイダンスの電話に関する相談が多数寄せられています。行政機関がこのような電話をすることは絶対にありません。すぐに電話を切りましょう。

事例2 実在する事業者をかたり、未納料金を請求する電話

大手通信会社名で「1年間料金が未払いになっているので法的手続きに入る」と電話があり、コンビニで電子マネーを購入して支払うよう指示された。

実在する事業者をかたり、身に覚えのない未納料金を請求する電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。電子マネーを購入して支払うよう指示する手口はすべて詐欺です。

知らない番号や非通知の電話には「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。

事例3 行政機関を名乗り、還付金がもらえるという電話

「〇〇市役所です。保険料の還付金の手続きがまだですね。ATMで手続きができます。」と電話があった。キャッシュカードと携帯電話を持ってATMに行き、電話で指示されたとおりに操作したら、還付金を受け取れるはずが、自分の口座から相手に送金してしまった。

市役所、税務署、年金事務所などの職員を名乗り、医療費、健康保険料、税金などの還付金があると電話をかけてきます。

ATMで指示通りに操作すると、いつのまにか犯人側の口座にお金を送ってしまった、という被害です。



事例 4

警察官を名乗り「あなたに逮捕状が出ている」という電話

「〇〇警察です。あなたの銀行口座が犯罪に使われ、あなたに逮捕状が出ています。口座を調査して、問題なければ逮捕はしませんので、まず口座のお金を△△銀行に移動してください」という電話が突然かかってきた。信用できるか。

警察を名乗る詐欺の電話が激増しています。実在する警察署の電話番号や、末尾が「0110」番の着信番号で信用させます。電話に出るとSNSやビデオ通話に誘導し、二セの警察手帳や逮捕状を見せることもあります。警察官がSNSやビデオ通話で警察手帳を見せたり、お金を要求することは絶対にありません。すぐに電話を切って警察に相談しましょう。

被害にあわないための対策

固定電話



- ▶ 知らない番号からの電話には出ない、折り返しの電話はしない。
- ▶ 個人情報 は絶対に伝えない。
- ▶ 常に留守番電話設定にする。
- ▶ 「電話de詐欺防止装置」を利用する。
- ▶ 国際電話を利用しない人は、利用休止申請をする（無料）。

65歳以上の高齢者がいる世帯への無料貸出制度あり
問い合わせ先：047-436-3110(市民安全推進課)

【申込先】 国際電話不取扱受付センター（固定電話専用） Tel.0120-210-364

※携帯電話は各電話会社へお問い合わせください。

携帯電話



- ▶ 番号非通知からの電話には応答しない。
- ▶ +1 や +44 などから始まる国際電話番号からの電話には応答しない。
- ▶ 電話帳に登録した番号以外は要注意。
- ▶ 相手の電話番号をWebで検索して迷惑電話などの情報があるか確認する。
- ▶ 携帯電話回線事業者が提供している迷惑電話防止対策サービスなどを利用する。

困ったときは…警察相談専用電話「#9110」

消費生活センター 047-423-3006

消費者ホットライン 「188」(イヤヤ)

船橋市消費生活センターの ご案内

船橋市消費生活センターでは、消費者啓発や計量に関する業務のほか、船橋市在住・在勤・在学の方を対象とした消費生活相談や多重債務相談を受け付けています。
なお、事業者の方からの相談はお受けできません。

●消費生活相談

商品・サービスや契約に関する苦情、トラブルについて解決のための助言・あっせん等を行います。困ったときはご相談ください。

- ・商品、サービスに関する苦情
- ・個人情報に関する不安
- ・契約前、購入前の相談
- ・インターネット取引でのトラブル
- ・悪質商法の被害
- ・食品、製品事故
- ・契約や取引でのトラブル



●多重債務相談

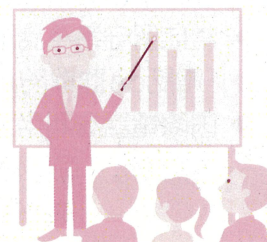
金融業者からお金を借りて、支払い困難に陥った状態を「多重債務」といいます。
債務整理をすることで、経済的にも気持ちも楽になります。
一人で悩まずお早目にご相談ください。



消費者講座

賢い消費者の育成を目指し、消費生活に関するいろいろな問題を取り上げ、専門講師による各種の講座を開催しています。

※詳細は広報ふなばし、ホームページに掲載されます。



11月は計量強調月間 「計量は暮らしのムダをはぶく知恵」

国（経済産業省）では、平成5年11月1日に現在の計量法が施行されたことにちなんで、11月1日を「計量記念日」、11月を「計量強調月間」とし、計量の適切な実施とともに計量思想の普及・啓発を行っています。

今年は**メートル条約締結150周年及び度量衡取締条例公布150周年**の節目の年です。
詳細は右の二次元コードからご確認ください。



「計量」に関するお問い合わせ

船橋市消費生活センター啓発指導係 TEL 047（423）2852